

産業技術力強化法の一部を改正する法律案の概要

背景・法律案の概要

- ✓ 産業技術に関する研究開発を推進するため、**戦略的に重要な技術を特定し、その技術の研究開発を重点的に支援することが必要。**
- ✓ このため、**重点産業技術の指定**、事業者による**重点産業技術の研究開発に関する計画認定制度**、当該技術について**共同研究開発する体制がある研究開発機関の認定制度の創設**、認定を受けた事業者・研究開発機関に対する**支援措置等を講ずる。**

改正事項

1. 重点産業技術の指定

革新的な技術（AI・先端ロボット、量子、半導体・通信等）を、支援すべき技術として指定する。

2. 事業者の研究開発計画の認定、研究開発機関の認定

事業者は、重点産業技術に関する**研究開発計画の認定**を受けることができる。

研究開発機関（大学や国研等）は、**重点産業技術の研究開発に必要な知識や技術を有する人材、実施体制、設備等が確保されている拠点を持つことの認定**を受けることができる。また、**認定された拠点を公表し、事業者との共同研究開発の実施を促進する。**

3. 重点産業技術に関する研究開発を推進するための措置

計画認定を受けた**事業者**に対して（1）～（4）を、認定された**研究開発機関**に対して（4）を措置する。

（1）研究開発税制のメリハリの効いた強化（「戦略技術領域型※1」（「大学拠点等強化類型※2」を含む）の創設）

※租税特別措置法に基づく特例

※1 認定を受けた事業者の研究開発について、その**試験研究費の40%**を法人税額から控除

※2 当該事業者が**認定を受けた研究開発機関と共同・委託研究開発する場合**、その**試験研究費の50%**を法人税額から控除

（2）補助金等交付財産の処分の制限に係る承認手続の特例

事業者や研究開発機関が、補助金等で取得していた既存の設備を、別の研究開発に転用する際、補助金等を交付した大臣へ転用承認の申請が必要であるが、この承認申請を本法案に基づく計画認定申請と一括で行えるようにし、手続負担の軽減と計画実施の迅速化を行う。

（3）規制改革の円滑化

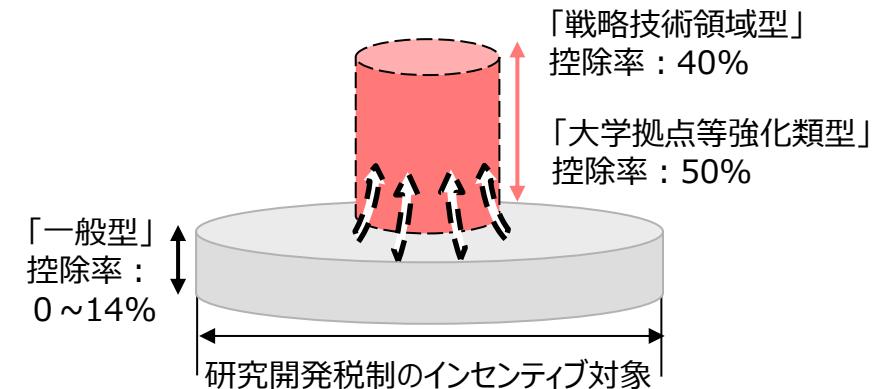
新しい技術の社会実装に向け、実証により得られたデータを用いて規制の見直しにつなげていく「規制のサンドボックス制度」を認定事業者が利用する際、経済産業大臣から規制担当大臣・事業所管大臣に対し本法案上の認定プロセスで得た情報を提供し、判断に必要な情報を充実させる。

（4）NEDO（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）による民間における研究開発の実施に関する助言やJST（国立研究開発法人科学技術振興機構）による重点産業技術に関する情報提供

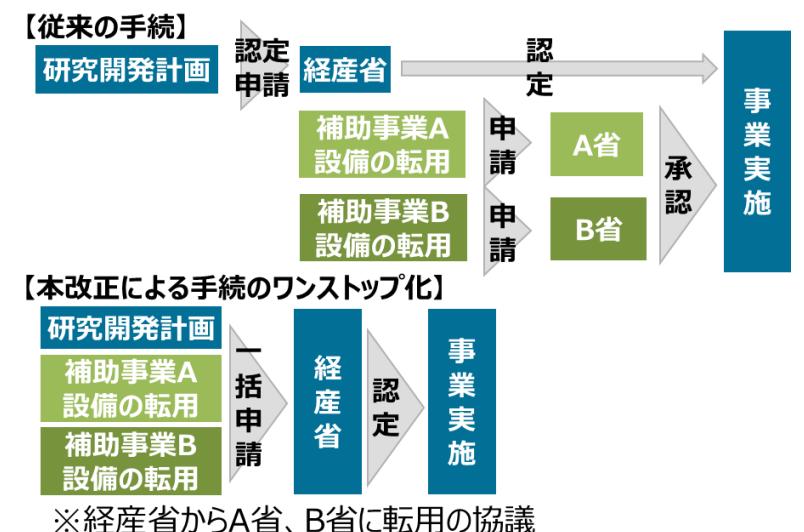
4. 重点産業技術の国等の委託研究の成果に係る特許権等について利用を促す措置

政府資金を供与して行っている委託研究開発に係る特許権等を受託者に帰属させることができる「日本版バイ・ドール制度」において、当該特許権等が重点産業技術に関するものである場合、受託者が当該特許権等を正当な理由なく相当期間利用していない際、迅速な利用を促す。

3. （1）戦略技術領域型のイメージ



3. （2）補助金等交付財産の処分の制限に係る承認手続の特例のイメージ



4. バイ・ドール制度の特例のイメージ

